

平成 3 1 年 3 月 1 1 日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：平成31年3月11日（月）
午後3時00分から午後3時15分

2、開催場所：高森町役場 第1. 2委員会室

3、出席委員

1番	矢津田 勇次	2番	岡本 房雄	3番	白石 博昭
4番	竹内 辰三	5番	古庄 謙一	6番	三森 一男
7番	田上 七十三	8番	松尾 治実	9番	
10番	下田 安己	11番	城井 若生	12番	林 淳一
13番	吉良山 友二	14番	山村 珠美		

4、欠席委員：

5、議事日程

- 第1 議第44号 議事録署名委員の指名に関する件
第2 報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による
届出について【相続】
第3 報告第13号 農地法第18条の規定により小作解約に
関する件【合意解約】
第3 議第45号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
に関する件

6、農業委員会事務局職員

局長

係長 芹 口 孝 直

係 安 方 含

事務局 それでは、定刻になって、全員そろわれましたので、ただ今から第12回の高森町農業委員会の総会を開会いたします。

本日は、高森町農業委員会農業委員13名のうち、全員の方が出席されておられます。

高森町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数を超えておりますので、本日の総会が成立することを報告いたします。

また、規則第4条の規定により、会長が議長になるとされておりますので、議事の進行をお願いいたします。

それでは、よろしくをお願いいたします。

議長 こんにちは。

本日は事務局長が欠席ということでございます。年度末になりまして、監査で総会に出席ができないという旨が伝えられておりますので御了承いただきたいと思っております。

本日は、このメンバーで最後の総会になります。大変早いもので1期3年が過ぎようとしておりますが、事務局のほうも担当者が1年とか2年とかで交代をして、相当苦勞されたんじゃないかと思っておりますけれども、何とか無事に終わることができそうでございます。目標としておりました耕作放棄地対策は、なかなか進まないというようなところもございましたけれども、皆さんの御協力で何とかこの場に立てるといような状況にあるかと思っております。大変皆さんには、いろいろお世話になりました。

本日、最後の委員会でございます。どうか忌憚のない意見をいただきまして、次の世代につなげてまいりたいと思っております。たいへん御苦勞さまでございますが、よろしくお願い申し上げます。これをもって御挨拶に代えさせていただきます。たいへん御苦勞さまでございます。

では、協議に入らせていただきます。

「議第44号」

事務局 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員に関する件。

本委員会の決定に附する。

平成31年3月11日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 議事録署名人に関する件でございますが、いかがいたしましょうか。

(複数委員) 議長に一任。

議長 はい。一任ということでございますので、本日は14番の山村委員さんと1番の矢津田委員さんをお願いをいたします。

続きまして、「報告第12号」

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

別紙のとおり本委員会に報告する。

平成31年3月11日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

こちらは、相続の届出になりますので、事務局のほうから説明させていただきます。

4ページをお開きください。まず、番号1、こちらは1筆ですね。補足資料は、2ページなっております。

続きまして、番号2、こちら4ページのとおりです。補足資料は、3ページとなっております。こちらは、現況地目「宅地」になっておりますが、以前、農業委員会の許可をもらったにも関わらず、地目変更の処理がなされていなかったもので、このような宅地の状態になっております。ただ、もう今はこの以前の許可の有効というのをもちまして、宅地に地目変更をしてもらっています。

続きまして、番号3、こちらは4ページから5ページにかけてです。全10筆で、補足資料は、4ページから8ページまでです。

議長
(複数委員)

報告第12号について、何か御意見ございませんか。

異議なし。

議長

はい。報告第12号につきましては、異議がないようでございますので、第12号につきましては報告のとおりとさせていただきます。

続きまして、「報告第13号」、事務局のほうから説明をよろしくお願いします。

事務局

農地法第18条の規定による小作解約に関する件について。

別紙のとおり本委員会に報告する。

平成31年3月11日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

こちら報告第13号につきましては、事務局のほうから説明させていただきます。

7ページと8ページをお開きください。番号1につきましては、双方合意の全9筆で合意解約をされております。こちらに載っている方、借受人と貸出人、中間管理機構を通して契約をされておりましたが、双方の合意をもって解約ということになっております。補足資料は、10ページになっております。

続きまして、番号2、資料の8ページから9ページです。補足資料は、11ページのとおりとなっております。

議長

中間管理機構の取扱物件というようなことでございますが、双方合意の解約というようなことでございますが、この第13号について、何か御意見ございませんか。

3番委員
事務局

跡地の利用、この人は〇〇〇の方ですが・・・・・・・・。

こちらは、貸出人は〇〇〇の方で、合意解約をしたということは、もう貸借関係はなくなるわけですが、この後に〇〇の〇〇さん

という方がこの後に続けて契約を中間管理に通して、この前、1番と2番の案件、全て契約されるというようなことになっております。

議長 まだ、物が上がってはきておりませんが、話としてはそういう方向に今後進んでいくというようなことだそうでございます。ほかにございませんか。

(複数委員) 異議なし。

議長 はい。異議がないというようなことでございますので、報告第13号については報告のとおりとさせていただきます。

続きまして、「議第45号」、事務局のほうにお願いをいたします。

事務局 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会に報告する。

平成31年3月11日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 この件につきましては、私のほうが担当の区域内でございますので、私のほうからお話をさせていただきます。

議第45号、農地法第3条審議資料。

1、この資料のとおりでございますが、補足資料は14ページの整地をした写真が載せられております。場所といたしましては、〇〇のほうから〇〇といいますか、〇〇〇のほうへ上がっていく途中でございます。その中で、ちょっと気になったところございましたので、私としてもちょっと夕方、現地を見て、その関係者の方とお話をしましたところ、重機できれいに整地をさせていただきますので、もしかして転用か何かの目的があるんじゃないのかなというところが心配ございましたので、確かめましたところ、一切そのようなことはございませんと、農地として、畑として利用してまいりますので、よろしくというようなことございました。付け加えさせていただきます。以上です。

面積も書いてあるとおりで、小面積ではございますけれども、家の敷地の続きだというようなことで話が成立をしたと聞いております。

議第45号に関して、何か御意見はございませんか。

(複数委員) 異議なし。

議長 はい。御意見はございませんので、承認をしたいと思います。

今日の議案は、これで終了いたしました。

ありがとうございました。

以下余白

平成31年3月11日高森町農業委員会総会の議事録
であることを、会議顛末を誌し署名捺印する。

高森町農業委員会

議 長

署名委員

署名委員